

さ情審査答申第121号
平成28年 3月 4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年6月1日付けで貴職から受けた、「クリテリウム実行委員会の会議録、決算書等及びA. S. O. との契約書等（平成26年度分）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年5月7日付けススイ第67号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、契約書の正式な翻訳文及びS w i f t（国際銀行間金融通信協会）アドレスの開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 契約書の試訳が特定されて開示された。正式な翻訳文を開示せよ。
- (2) S w i f tは決定通知書に非開示情報として特定されていない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件開示請求の対象となった行政情報は、国際自転車競技大会である「2014ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」開催に向けて、大会開

催を主管するさいたまクリテリウム実行委員会が権利元であるA. S. O. 社との間で締結した契約書（英文、訳文）等である。

当該契約書中に契約金の振込口座として記載されたA. S. O. 社の銀行口座について、条例第7条第3号に該当し、法人の競争的地位を害する恐れがあるものとして不開示とし、一部開示決定を行った。

- 2 さいたまクリテリウム実行委員会とA. S. O. 社との間では英文の契約書で契約が結ばれており、試訳に関しては事務処理の参考に日本語訳を作成したものである。

「試訳」との表示は、上述の事由により、「正式」と呼びうる契約書は英文のみであり、日本語訳は参考資料であることを明示する目的で付けられているのであって、「正式訳」なるものが別に存在するわけではない。

- 3 「S w i f t」とは国際銀行間金融通信協会の略称である。本件処分において不開示としたのは同協会が世界の金融機関を特定するために定めたS w i f tコードであり、8桁又は11桁のアルファベットと数字で構成され、金融機関名や所在国名、都市名などを表すものである。

S w i f tアドレスを不開示としたのは、金融機関名や支店名、口座番号等を開示することが法人の競争的地位を害する恐れがあり、条例第7条第3号に該当すると判断したためである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

異議申立人は、実施機関に、クリテリウム実行委員会の会議録、決算書等、及びA. S. O. との契約書等（平成26年度分）の開示を求め、平成27年4月27日付け行政情報開示請求書を提出した。実施機関は、さいたまクリテリウム実行委員会報告書の平成26年4月11日開催分、同年5月26日開催分、同年7月28日開催分、同年8月25日開催分、同年9月25日開催分及び平成27年2月26日開催分並びに平成26年度さいたまクリテリウム実行委員会とA. S. O. 社との契約書（英文、訳文）及び平成26年度さいたまクリテリウム実行委員会とA. S. O. 社との変更契約書（英文、訳文）を本件対象行政情報と特定した。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 異議申立人は「A. S. O. との契約書等（平成26年度分）」の開示請求を行い、実施機関は平成26年度さいたまクリテリウム実行委員会とA. S. O. 社との契約書（英文、訳文）及び平成26年度さいたまクリテリウム実行委員会とA. S. O. 社との変更契約書（英文、訳文）の開示を行ったが、異議申立人は「契約書の正式な翻訳文」を求めて異議申立

てを行ったものである。実施機関は当該2つの契約書は英文で取り交わされており、試訳は事務処理の参考として作成されたもので正式な翻訳文は存在しないと主張している。仮に正式な翻訳文が存在するとすれば、双方の契約当事者がそれを承認するための組織内部手続が行われることが通例であると考えられるが、その事実がないことを実施機関には確認したところである。したがって、英文による契約書の訳文としての試訳は事務処理の参考として作成され、正式の翻訳文は存在しないとの実施機関の説明は不自然でなく、他に正式な翻訳文の存在を窺わせる事情は認められないことから、正式な翻訳文は存在せず開示できないという決定は妥当である。

- (2) 次に、異議申立人は「Swiftは決定通知書に非開示情報として特定されていない」ことを理由として、本件処分を取り消してSwift（国際銀行間金融通信協会）アドレスを開示せよと申し立てている。

実施機関が特定し一部開示した、平成26年度さいたまクリテリウム実行委員会とA. S. O. 社との契約書（英文、訳文）ではSwiftアドレスが不開示にされている。

Swiftアドレスは、Swiftが世界にある金融機関を特定するために定めたコードで、コードには所在する国名、都市名、金融機関の支店、部署などが表される。これが開示されれば、A. S. O. 社が内部管理情報として秘密にしておくことが是認され自らの意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益が害されることが認められる。（平成24年10月17日付けさ情審査答申第86号当審査会答申書第4-3参照）

異議申立人は、行政情報一部開示決定通知書にSwiftアドレスは非開示情報として特定されていないと異議申立ての理由を述べるが、Swiftアドレスは企業等の海外の金融機関にある口座を特定する一体のものとして契約書等に記載されるものである。

実施機関が行政情報一部開示決定通知書に開示しない部分として、「平成26年度さいたまクリテリウム実行委員会とA. S. O. 社との契約書に記載されている企業の銀行口座番号」と記載した内容にSwiftアドレスも包含されるものと思料されるのである。

したがって、「Swiftは決定通知書に非開示情報として特定されていない」との異議申立てには理由はない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 6月 1日	諮問の受理
②	同 年 6月16日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 7月16日	審議
④	同 年 11月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成28年 2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成27年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士 平成27年10月22日就任

(五十音順)